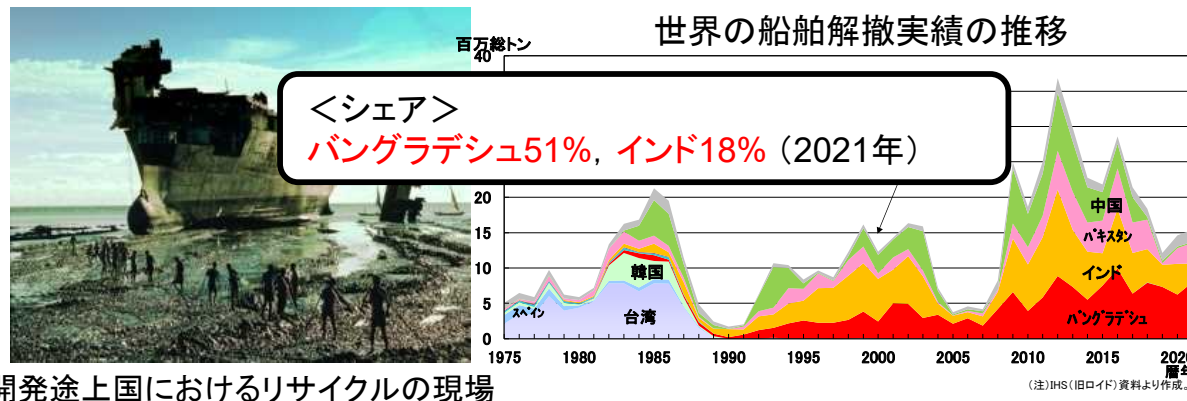


## 背景

- 船舶の解体(シップ・リサイクル)の大半は、コストの安い**インド・バングラデシュ**等の開発途上国で実施。
- 労働安全・環境対策が不十分、**環境汚染**や**労働災害**が深刻化。
- このような状況を踏まえ、**日本主導により**、国際海事機関(IMO)において検討が進められ、2009年5月、香港で開催された国際会議にて、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的とした**シップ・リサイクル条約**が採択。
- 2023年6月26日に同日付でバングラデシュとリベリアが加入し、**発効要件充足**。(2025年6月26日に**条約発効**予定)



## 条約の概要

### 【条約上の主な義務】

#### 旗国

- 有害物質一覧表の検査
- 国際証書の発行 等

#### 船舶



- ・船舶への有害物質の搭載の禁止
- ・有害物質一覧表の作成

#### リサイクル国

- リサイクル施設の承認
  - ・廃棄物の管理体制
  - ・安全管理体制の確認 等
- シップリサイクル計画の承認

#### リサイクル施設



- ・リサイクル施設における廃棄物の管理、労働者の安全管理体制の構築

※管轄海域を越えて航行する総トン数500トン以上の船舶が対象

### 【条約発効に向けた日本の取組例】

#### インド

- 2017年9月、日印首脳会談(於印)において、両首脳は**シップ・リサイクル条約を早期締結する意思を確認**。また、インドの**シップ・リサイクル施設を改善するためのODA(E/N)締結**。
- 2018年10月、日印首脳会談(東京)において、安倍総理から、インドの同条約の早期締結を働きかけ。



#### バングラデシュ

- 2023年4月、日孟首脳会談(東京)において、孟国が**今年早期の条約締結**を目指し、我が国が同国での**廃棄物処理施設の整備等の支援を検討**する旨の首脳共同宣言を発出。



## 今後の予定

- ・条約発効日より施行される船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(シップ・リサイクル法)の円滑な実施に向けて、①再資源化解体の許可や②再資源化解体計画の承認に関する具体的な基準・方法等を整備する予定。
- ※ 船舶所有者が作成する有害物質一覧表(インベントリ)の確認は、法律公布後順次実施している。

## 手続き概要

### 船舶所有者

#### 設計建造段階

#### ➤ 有害物質一覧表(インベントリ)の作成【第3条】

新造船については、船用機器メーカーは造船所に有害物質の情報を提供し、造船所がインベントリを作成

#### ➤ インベントリ、インベントリ確認証書の備置き【第5条】

<適用>

総トン数500トン以上の外航船

<適用時期>

“新造船”(契約日が条約発効日以降)：建造時

“現存船”：法施行後5年以内

#### ➤ インベントリ確認(初回)

#### ➤ インベントリ確認証書交付

<実施>

検査測度課

船級(確認のみ)

#### 運航段階

#### ➤ インベントリ確認(5年毎)

#### ➤ インベントリ確認証書交付

<実施>

検査測度課

船級(確認のみ)

#### リサイクル段階

#### ➤ 有害物質等情報※を再資源化解体業者に提供【第17条】

※ インベントリ+廃棄物情報+舶用品

<適用>

総トン数500トン以上の外航船・内航船

#### ➤ 船舶の譲渡し等の承認を申請【第20条】

<提出書類>

- ✓ 再資源化解体計画
- ✓ 有害物質等情報 等

#### ➤ 船舶の譲渡し等の審査・承認【第20条】

#### ➤ 承認した旨の証書を交付【第21条】

<実施>

検査測度課

船級(審査・承認のみ)

### 再資源化解体業者

#### ➤ 再資源化解体の許可申請【第10条】

#### ➤ 再資源化解体の許可通知【第10条】

<実施> 海洋・環境政策課

#### リサイクル段階

#### ➤ 再資源化解体計画を作成【第18条】

#### ➤ 承認申請【第18条】

#### ➤ 審査・承認【第18条】

#### ➤ 承認した旨を再資源化解体業者、船舶所有者に通知【第18条】

<実施> 海洋・環境政策課

#### 船舶を譲り受け【第23条】

#### 再資源化解体の開始を報告【第29条】

#### 再資源化解体の実施【第28条】

#### 再資源化解体の完了を報告【第29条】

外航船：EEZ外の海域を航行する船舶(ただし、海上保安庁船、漁業取締船は内航船扱いのため除く。)

内航船：上記以外の船舶